

こがくららんらん

令和3年2月号

発行：小ヶ倉地域センター

〒850-0961 長崎市小ヶ倉町2丁目21-2

☎095-878-5301 (R3.1.25日発行)

小ヶ倉地域人口世帯数(令和2年12月末現在)
人口 8,541人(男3,977人、女4,564人)
世帯数 3,875世帯

ふれあいセンター等の休館期間の延長について

新型コロナウイルスの感染拡大により、長崎市に対して県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。期間は1月16日(土)～2月7日(日)です。

これに伴い、市の高齢者施設等の休館期間が延長され、「小ヶ倉地区ふれあいセンター」及び、「ダイヤモンドふれあいセンター」も2月7日(日)まで休館となります。

利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

お地蔵尊大祭が行われました！



1月16日(土)に小ヶ倉町1丁目中自治会公民館横の地蔵尊において、お地蔵尊大祭が行われました。

今年はコロナ感染防止のため、前夜祭は中止となり、自治会の方のみでお参りされました。



令和3年度 市・県民税申告の受付

【問合せ先】市民税課 ☎ 829-1427

2月2日(火)の小ヶ倉地区ふれあいセンターでの申告受付は中止になりました。

長崎市に対する緊急事態宣言の発令により、宣言期間中の2月1日(月)から2月5日(金)までの申告受付は中止となりました。

このため、2月2日(火)に予定されていた小ヶ倉地区ふれあいセンターでの申告受付についても中止となりました。皆様にはご不便をおかけいたしますが、感染拡大の状況を踏まえ、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお申告につきましては、郵送または2月8日(月)以降に予定されております最寄りの申告会場をご利用ください。

2月8日(月)以降の最寄りの申告会場

受付場所	受付日	受付時間
南部市民センター(末石町)	2/8(月)・2/9(火)	10:00～16:00
南公民館(浪の平町)	2/19(金)	10:00～16:00
NBC別館2階 メディア・ツール	3/1(月)～3/15(月) ※土・日を除く	9:00～16:00

※新型コロナウイルス感染防止のため、申告会場の入場制限等を行う場合があります。

※今後の状況により、2月8日(月)以降の申告受付についても中止となる場合があります。

新小が倉自治会(205世帯 自治会長 浜端 孝祥)

新小が倉自治会は昭和43年に発足し、自治会施工による道路舗装や公民館の設立、自治会主催の盆踊りやハイキング、バザー等々、地域の皆さんで協力しながらこの町を創り上げてきた歴史があります。おかげさまで、非常に住みやすい町となっており、諸先輩方のご尽力にただただ感謝、感謝の毎日でございます。現在では、自治会として大々的なイベントは出来てはおりませんが、敬老者や成人者へのお祝い、ラジオ体操や白線引きなど、出来る活動を出来る範囲で細々と続けているところでございます。

2年前、小ヶ倉くんちで神輿守を担当させていただきましたが、その際、今後の地域の中核を担うであろう『熱男!』達が一堂に集結!活気に満ちた時間を過ごすことができました。そんな『熱男!』達が住む町!新小が倉!地域を担う『熱男!』達の今後の活躍に乞うご期待。



(神輿守の熱男)

お引っ越しの手続きは忘れずに行いましょう。

お引っ越しをされたときは、必ず住所変更の届出を行ってください。大学入学などで、寮や下宿などから通学される場合でも、寮や下宿などの所在地への住所変更の届出が必要となります。

まもなく卒業や転勤に伴う引っ越しのシーズンを迎えますので、ご確認ください。

住所変更		届出期間	必要なもの
転入	他市区町村 ↓ 長崎市	新住所にお住まいになってから14日以内	●転出証明書またはマイナンバーカードか住基カード (住んでいた市町村役場で手続きが必要です) ●本人確認書類
	長崎市 ↓ 長崎市	※お引っ越し前の届出はできません。	●本人確認書類 ●マイナンバーカードまたは住基カード
転出	長崎市 ↓ 他市区町村	お引越し予定1か月前から	●本人確認書類

※マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方はご持参ください。

●「本人確認書類」とは、マイナンバーカード、住基カード、運転免許証、健康保険証、在留カードなどです。

※マイナンバー通知カードは本人確認書類としてはご利用いただけません。

●外国籍の市民のかたも住所変更の届出が必要です。

※外国籍の市民のかたは異動者全員分の在留カードが必要です。

受付時間

平日の午前8時45分～午後5時30分(池島事務所は午前8時～午後4時45分)

受付窓口

各地域センター・各事務所・各地区事務所

(※各地区事務所については、マイナンバーカード、住基カードを使った転入・転出のお届け及びマイナンバーカード・住基カードの住所等の書きかえはできません。)

届出人

本人または世帯主・同世帯のかた(※代理人による届出の際は、「委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要です。)

発熱等の症状がある場合の 相談先について

受診相談

発熱などの症状があるは、**まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に必ず電話で相談してください。**かかりつけ医がいなかった、またはどこに相談していいかわからないかたは「長崎県受診・相談センター」にご相談ください。保健師や看護師などが24時間対応します。

風邪のような症状、発熱、強いだるさ・息苦しさ

まずは電話相談

かかりつけ医がある
身近に相談できる医療機関がある

かかりつけ医がない
どこに相談していいかわからない

かかりつけ医など
身近な医療機関

紹介

長崎県 受診・相談センター
☎0120-409-745
(平日・休日問わず24時間対応)

医師の判断

検査(自院もしくは検査センターなどで実施)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康面などの相談は地域保健課(☎829-1153)へ。
電話相談時間:(平日)午前9時～午後5時30分